

大分県報

平成三十年
第三〇二四号
十月五日

(金曜日)

目次

告示	身体障害者福祉法による医師の指定.....	一
告示	指定予定保安林.....	一
告示	指定漁船調査の縦覧.....	一
告示	都市計画事業の事業計画の変更認可.....	二
告示	開発行為の完了.....	三

○告示

大分県告示第五百九十七号
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
 平成三十年十月五日

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
肢体不自由	濱崎清利	国家公務員共済組合連合会新別府病院	平三〇・九・二〇
ぼうこう又は直腸の機能障害	平林康宏	医療法人恵愛会 中村病院 別府市秋葉町八番二四号	〃
小腸の機能障害	〃	〃	〃
心臓の機能障害	日野昭宏	大分県済生会 日田病院 日田市大字三和六四三番地の七	〃

大分県知事 広瀬 貞

平成三十年十月五日

音声・言語機能障害	平本 準	サンライズ酒井病院 速見郡日出町三一五六番地一	〃
-----------	------	----------------------------	---

大分県告示第五百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
 平成三十年十月五日

大分県知事 広瀬 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
豊後大野市犬飼町黒松字長畑一四八六番一(次の図に示す部分に限る。)、一四八六番
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百九十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。
 平成三十年十月五日

大分県報(告示)

一 届出事項

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 発起人の住所及び氏名

杵築市大字片野千五百五十番地二百十一
矢野 直喜

杵築市大字片野九百九十番地の三

中根 哲哉

杵築市大字熊野二百九十八番地

木元 勝典

2 加入区

杵築市加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年十月五日から同月十九日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 杵築市大字守江四千七百七十七の五

大分県漁業協同組合杵築支店事務所

大分県告示第六百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年十月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画下水道事業

大分市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和四十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで
変更後 昭和四十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

(植田処理区)

昭和四十七年大分県告示第六百九十三号、昭和五十五年大分県告示第千四百八十七号、昭和六十年大分県告示第千四十八号、昭和六十二年大分県告示第千二百七十三号、平成四年大分県告示第六百五十一号、平成七年大分県告示第百五十四号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十二年大分県告示第八百六十八号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十七年大分県告示第五十四号及び平成十九年大分県告示第五百四号の事業地に大字旦野原字ササコエ及び字連田の各一部並びに大字中判田字猿喰の一部を追加する。

(中央処理区)

昭和四十七年大分県告示第六百九十三号、昭和四十八年大分県告示第百二十二号、昭和五十一年大分県告示第九百六十八号、平成元年大分県告示第千二百八十三号、平成三年大分県告示第千十八号、平成七年大分県告示第百五十四号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十六年大分県告示第百九十九号、平成十八年大分県告示第六百五号、平成十九年大分県告示第五百四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号及び平成二十七年大分県告示第四百二十三号の事業地に大字荏隈字中嶋の全部並びに大字荏隈字中洲の一部、大字賀来字中川原の一部、賀来南二丁目的一部並びに大字生石字久保田の一部を追加する。

(東部処理区)

昭和四十八年大分県告示第百二十二号、昭和六十年大分県告示第千四十八号、平成三年大分県告示第千十八号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十七年大分県告示第百五十四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号及び平成二十七年大分県告示第四百二十三号の事業地に大字羽田字千鳥、字川田、字堀川、字久保、字東小路、字姫尻、字小山、字沖、字甚平、字穴井前、字鳥井本、字姫口、字川原田、字辻堂、字下、字中下、字前田、字竹ノ下、字上サ、字産木、字下津留、字狭間、字栗ノ木及び字横田の全部並びに大字羽田字大日前、字大日山前、字岩屋、字片平、字狐ノ尾、字小迫及び字迫の各一部、大字皆春字西ノ浦、字無田ノ上、字土井、字内門、字鍛冶畑、字赤池、字新田、字北の浦、字三舛代、字

中ノ江及び字大川測の全部並びに大字皆春字ラン子、字前川測及び字サルガキの各一部、大字葛木字下代の全部並びに大字葛木字野中、字堤ノ元、字東畑、字北崎、字長溝、字東屋敷、字井ノ谷、字明谷庵、字瑞寿院、字畑中、字中原、字松原口、字大井、字東表及び字友広の各一部、大字森字葛木畑、字荷原、字大三郎、字浦門、字簾、字太郎丸、字太田、字鳥帽子、字美造子、字嶋ノ下、字五郎丸、字西町、字東町、字大渡及び字竹ノ下の全部並びに大字森字荒木、字曲尺手、字北原、字久保山、字宮田、字川淵、字迫、字芝田、字光正寺、字瑞正寺、字乗越、字鉄原、字斗太、字大嶋及び字六反田の各一部、大字森町字赤瀬通、字東下町通、字砂原通、字無田上ノ通、字切戸通、字外園通、字栗板通、字西上町通、字東中町通、字表通、字内中島通、字東町通、字西中町通、字西下町通、字竹藤通、字吐合通、字三舛田通、字瀬口通、字寺畑通及び字北斗通の全部並びに大字森町字土手ノ外通の一部、大字片島字藪田、字川原畑、字新屋敷、字西藤、字下川田、字下津留、字中道、字上川田、字伏子、字田測、字中、字上、字園、字横小路、字田中、字川原田、字中ノ坪及び字辻堂の全部並びに大字片島字上川原、字大門、字尻込、字中新田、字川原屋、字船橋、字川表、字橋爪、字嘉助屋敷、字前田、字山崎、字加倉、字真似居、字牛踏、字木ノ元及び字狐尾の各一部、かたしま台一丁目の一部、かたしま台二丁目の一部、かたしま台三丁目の一部、大字横尾字穴井及び字若宮の各一部、大字下郡字長迫の一部並びに藤の台の一部を追加する。

(大在处理区)

昭和五十三年大分県告示第百三十二号、昭和六十二年大分県告示第九百三十号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十六年大分県告示第百九十九号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成十七年大分県告示第千七百七号、平成十八年大分県告示第六百五号、平成十九年大分県告示第五百四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号及び平成二十七年大分県告示第四百二十三号の事業地に大字迫字岩下の全部並びに大字迫字広町、字新殿、字徳平及び字迫谷の各一部、大字三佐字地藏元の一部、三佐五丁目の一部、大字種具字田代及び字西受の各一部並びに大字丹生字岡辻、字上辻、字長尾及び字大丸の各一部を追加する。

(南部处理区)

昭和六十一年大分県告示第三百七十二号、昭和六十一年大分県告示第九百四十号、平成元年大分県告示第千二百八十三号、平成二年大分県告示第九百三十六号、平成四年大分県告示第千二百一十一号、平成十年大分県告示第六百八十二号及び平成十四年大分県告示第五百六十六号の事業地に大字中戸次字東浦の全部並びに大字中戸次字東道条、字荒内及び字西道条の各一部並びに大字下戸次字中姉子の一部を追加する。

2 使用の部分

- (植田处理区)
変更なし
- (中央处理区)
変更なし
- (東部处理区)
変更なし
- (大在处理区)
変更なし
- (南部处理区)
変更なし

○公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年十月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字牛神字浜田百九十六番三十五ほか二十五筆及び百九十六番二ほか一筆の各一部並びに百九十六番三十五ほか十二筆の各地先里道及び二百十番一ほか五筆の各地先水路

二 開発区域の面積

九千九百八十三・九〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

中津市東本町三番地の七

アシスト・ハクユウ不動産株式会社

代表取締役 伊 藤 博 文

四 完了検査年月日

平成三十年九月十日